

別紙

## 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の一部改正概要

概 要	内 容	改正の理由
1 意見書に係る規定の追加	第 4 条第 2 項、第 3 項 ・意見聴取の方法に係る手続きを追加	県民から提出された意見書を推進会議でどのように対処するかを明記することで、意見書の取扱いを明確化するため。
2 苦情処理調査部会の廃止	第 4 章苦情の処理 削除 (対象条項) 第 6 条第 2 項 苦情の調査のうち、調査委員の規定部分 第 10 条 推進会議への報告 第 15 条 部会の会議の特則 第 16 条 準用 第 17 条 部会の会議の会議録 その他部会に係る部分の変更	委員の減員により、苦情処理調査部会を廃止し、会長を含めた推進会議が直接審議・調査することとしたため。
3 支障事案等調査の廃止	第 5 章支障事案等調査	支障事案等の調査制度については、推進会議として具体的な措置を講じることができないので、従来の規定を置くことに何の効果も期待できないため。



## 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領

(平成17年8月18日制定)

(平成28年3月25日改正)

(平成29年11月1日改正)

**第1章 総則**

(趣旨)

**第1条** この要領は、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）第34条の規定により、千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2章 議事及び運営**

(調査審議の方法)

**第2条** 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に規定する実施機関及び千葉県議会議長（以下「実施機関等」という。）その他必要と認める者に行政文書の提示、資料の作成を求めることができる。

2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議録の作成)

**第3条** 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。

**第3章 意見の聴取**

(意見聴取の方法)

**第4条** 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号。以下「議会条例」という。）第28条の2第2項の規定による意見を、情報公開制度の運営の改善に関する意見書（別記第1号様式）により聴取するものとする。

2 前項による意見書の提出があったときは、推進会議が意見書に係る検討（以下「意見検討」という。）を行うものとする。

3 意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。

## 第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

**第5条** 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書（別記第2号様式）により受けるものとする。

(苦情の調査)

**第6条** 前条による苦情の申出があったときは、推進会議が苦情に係る調査（以下「苦情調査」という。）を行うものとする。

2 苦情調査は、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）の申出事項に関する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出若しくは文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。

3 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、書面又は口頭により説明を求めるなどの方法により行う。

4 前2項に定めるもののほか、推進会議が特に必要があると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者（以下「第三者」という。）から、申出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。

(調査の通知)

**第7条** 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行おうとするときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書（別記第3号様式）により、調査の内容その他必要な事項を通知するものとする。

2 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を聞こうとするときは、当該第三者に通知するものとする。

(苦情処理の検討)

**第8条** 推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。

2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認めたときは、推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知するものとする。

(処理結果の通知)

**第9条** 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書（別記第4号様式）により申出人に通知するものとする。

2 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。

## 第5章 補則

(会長の専決事項)

**第10条** 次の各号に掲げる事項は、会長において専決により処理することができる。

- (1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知
- (2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知

(雑則)

**第 1 1 条** この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

**附 則**

この要領は、平成 1 7 年 8 月 1 8 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

第3号様式（第7条第1項）  
（その1）

苦情調査実施通知書（実施機関等）

第 号  
年 月 日

様

千葉県情報公開推進会議  
会長

- 千葉県情報公開条例第27条の2第3項  
千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項 の規定により、情報公開事務に係る苦情が寄せられました。  
 苦情の処理のため、次のとおり調査を行いたいので通知します。

対象とする担当課 （所）	
苦情の内容	
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

第3号様式（第7条第1項）  
（その2）

苦情調査実施通知書（申出人）

第 号  
年 月 日

様

千葉県情報公開推進会議  
会長

年 月 日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

<p>苦情の内容</p>	
<p>調査の内容</p>	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

第 4 号様式（第 9 条第 1 項）

処 理 結 果 通 知 書

第 号

年 月 日

様

千葉県情報公開推進会議  
会長

年 月 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	
------	--

新旧対照表

○千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領

新

千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領  
 (平成17年8月18日制定)  
 (平成28年3月25日改正)  
(平成29年11月1日改正)

第1章 総則  
 (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の規定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

第2章 議事及び運営  
 (調査審議の方法)

第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認める者に行政文書の提示、資料の作成を求めることができる。

2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議録の作成)

第3条 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。

第3章 意見の聴取  
 (意見聴取の方法)

第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会議情情報公開条例(平成13年千葉県条例第49号。以下「議会議情情報公開条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取するものとする。

2 前項による意見書の提出があったときは、推進会議が意見書に係る検討(以下「意見検

旧

千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領  
 (平成17年8月18日制定)  
 (平成28年3月25日改正)

第1章 総則  
 (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の規定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

第2章 議事及び運営  
 (調査審議の方法)

第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認めるものに行政文書の提示、資料の作成を求めるものとする。

2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くものとする。

(会議録の作成)

第3条 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。

第3章 意見の聴取  
 (意見聴取の方法)

第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会議情情報公開条例(平成13年千葉県条例第49号。以下「議会議情情報公開条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、原則として、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取するものとする。

討」という。)を行うものとする。

3 意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。

**第4章 苦情の処理**  
(苦情の申出の方法)

**第5条** 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書(別記第2号様式)により受け取るものとする。  
(苦情の調査)

**第6条** 前条による苦情の申出があったときは、推進会議が苦情に係る調査(以下「苦情調査」という。)を行うものとする。

**2 削除**

**2** 苦情調査は、苦情を申し出た者(以下「申出人」という。)の申出事項に関する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出若しくは文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。

**3** 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、書面又は口頭により説明を求めめるなどの方法により行う。

**4** 前2項に定めるもののほか、推進会議が必要あると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者(以下「第三者」という。)から、申出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。  
(調査の通知)

**第7条** 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行おうとするときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書(別記第3号様式)により、調査内容の他の必要な事項を通知するものとする。

**2** 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を聞こうとするときは、当該第三者に通知するものとする。  
(苦情処理の検討)

**第8条 削除**  
推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。

**2** 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認めるときは、推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知するものとする。  
(処理結果の通知)

**第9条** 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書(別記第4号様式)により申出人に通知するものとする。

**第4章 苦情の処理**  
(苦情の申出の方法)

**第5条** 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、原則として、情報公開事務に係る苦情の申出書(別記第2号様式)により受け取るものとする。  
(苦情の調査)

**第6条** 前条による苦情の申出があったときは、苦情処理調査部会(以下「部会」という。)が苦情に係る調査(以下「苦情調査」という。)を行うものとする。

**2** 苦情調査は、原則として、部会長が部会を構成する委員のうちから指名する委員(以下「調査委員」という。)が行うものとする。

**3** 苦情調査は、苦情を申し出たもの(以下「申出人」という。)の申出事項に関する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出又は文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。

**4** 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、申出人から書面又は口頭により説明を求めめるなどの方法により行う。

**5** 前2項に定めるもののほか、調査委員が必要があると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者(以下「第三者」という。)から申出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができるものとする。  
(調査の通知)

**第7条** 部会は、前条第3項又は第4項の規定による苦情調査を行おうとするときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書(別記第3号様式)により、調査内容の他の必要な事項を通知するものとする。

**2** 部会は、前条第5項の規定により第三者から聞こうとするときは、当該第三者に通知するものとする。  
(苦情処理の検討)

**第8条** 調査委員は、苦情調査の結果を部会に報告するものとする。

**2** 部会は、前項の報告に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。

**3** 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があったと認めるときは、部会は関係する実施機関等に対し、当該問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知するものとする。  
(処理結果の通知)

**第9条** 部会は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書(別記第4号様式)により申出人に通知するものとする。

<p>2 <u>推進会議</u>は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。</p> <p>(<u>推進会議への報告</u>)</p> <p><u>第10条</u> 削除</p> <p><u>第5章 支障事案等調査</u> (<u>実施機関等の報告</u>)</p> <p><u>第11条</u> 削除</p> <p>(<u>支障事案等の調査</u>)</p> <p><u>第12条</u> 削除</p> <p>(<u>調査結果の報告</u>)</p> <p><u>第13条</u> 削除</p> <p><u>第6章 補則</u> (<u>会長の専決事項</u>)</p> <p><u>第10条</u> 次の各号に掲げる事項は、<u>会長</u>において専決により処理することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(<u>部会の会議の特則</u>)</p> <p><u>第15条</u> 削除</p> <p>(<u>準用</u>)</p> <p><u>第16条</u> 削除</p>	<p>2 <u>部会</u>は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。</p> <p>(<u>推進会議への報告</u>)</p> <p><u>第10条</u> 部会は、<u>推進会議</u>に対して苦情の処理に関する状況を報告するものとする。</p> <p><u>第5章 支障事案等調査</u> (<u>実施機関等の報告</u>)</p> <p><u>第11条</u> <u>実施機関等</u>が、<u>制度の円滑な運営</u>に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案（以下「<u>支障事案等</u>」という。）を部会に報告しようとするときは、<u>支障事案等報告書</u>（別記第5号様式）によるものとする。</p> <p>(<u>支障事案等の調査</u>)</p> <p><u>第12条</u> 部会は、前条の規定により報告のあった事案又は<u>推進会議</u>から特に調査を付託された事案につき、<u>請求の実態、実施機関等の対応</u>について調査を行うものとする。</p> <p>2 第6条第2項及び第3項の規定は、<u>前項の調査</u>について準用する。</p> <p>3 部会は、前2項の規定により、<u>支障事案等の調査</u>を行おうとするときは、<u>支障事案等調査実施通知書</u>（別記第6号様式）により<u>実施機関等</u>に通知するものとする。</p> <p>4 部会は、<u>支障事案等の調査</u>のため必要があると認めるときは、<u>調査委員</u>をして、<u>開示請求者等に請求意図等</u>を確認させるものとする。</p> <p>5 部会は、<u>前項の規定</u>により確認させようとするときは、<u>開示請求者等に通知するものとする</u>。</p> <p>(<u>調査結果の報告</u>)</p> <p><u>第13条</u> <u>調査委員</u>は、<u>支障事案等の調査</u>の結果を部会に報告するものとする。</p> <p>2 部会は、<u>支障事案等の調査</u>の結果をまとめ、<u>推進会議</u>に報告するものとする。</p> <p><u>第6章 補則</u> (<u>部会長の専決事項</u>)</p> <p><u>第14条</u> 次の各号に掲げる事項は、<u>部会長</u>において専決により処理することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項及び第2項並びに<u>第12条</u>第3項に規定する調査の通知</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知</p> <p>(3) <u>第12条</u>第5項に規定する確認の通知</p> <p>(<u>部会の会議の特則</u>)</p> <p><u>第15条</u> <u>会長</u>は、必要があると認めるときは、<u>部会の会議</u>に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 <u>部会長</u>は、<u>事案の重要性</u>により必要があると認めるときは、<u>部会の会議</u>に<u>会長の出席</u>を求め、<u>意見を聴く</u>ことができる。</p> <p>(<u>準用</u>)</p> <p><u>第16条</u> 第2条及び第3条第1項の規定は、<u>部会の会議</u>について準用する。この場合にお</p>
---	---

<p><u>(部会の会議の会議録)</u></p> <p><b>第17条</b> <u>削除</u></p> <p>(雑則)</p> <p><b>第11条</b> この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に關し必要な事項は会長が定める。</p> <p><b>附則</b></p> <p>この要領は、平成17年8月18日から施行する。</p> <p><b>附則</b></p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><b>附則</b></p> <p>この要領は、平成29年11月1日から施行する。</p>	<p>いて、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(部会の会議の会議録)</u></p> <p><b>第17条</b> <u>部会の会議の会議録には、部会長が署名する。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><b>第18条</b> この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p><b>附則</b></p> <p>この要領は、平成17年8月18日から施行する。</p> <p><b>附則</b></p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p>
--	---

第3号様式（第7条第1項）

（その1）

苦情調査実施通知書（実施機関等）

第 年 月 日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

千葉県情報公開条例第27条の2第3項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項 の規定により、情報公開事務に係る苦情が寄せられました。

苦情の処理のため、次のおり調査を行いたいので通知します。

対象とする担当課 (所)	
苦情の内容	
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

第3号様式（第7条第1項）

（その1）

苦情調査実施通知書（実施機関等）

第 年 月 日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

千葉県情報公開条例第27条の2第3項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項 の規定により、情報公開事務に係る苦情が寄せられました。

苦情の処理のため、次のおり調査を行いたいので通知します。

対象とする担当課 (所)	
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員
苦情の内容	
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途調査委員から御連絡します。

第3号様式 (第7条第1項)

(その2)

苦情調査実施通知書 (申出人)

第 年 月 日

千葉県情報公開推進会議

会長 様

年 月 日付けであなから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

苦情の内容	
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

第3号様式 (第7条第1項)

(その2)

苦情調査実施通知書 (申出人)

第 年 月 日

千葉県情報公開推進会議

会長 様

年 月 日付けであなから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

調査委員	苦情処理調査部会 調査委員
苦情の内容	
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途調査委員から御連絡します。

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

第 年 月 日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

年 月 日付けであなから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知  
します。

処理結果	
------	--

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

第 年 月 日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

年 月 日付けであなから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知  
します。

処理結果	
<u>調査委員</u>	

支障事案等報告書

第 年 月 日  
号

千葉県情報公開推進会議  
会長 様

(実施機関等)

情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案がありましたので、次のとおり報告します。

支障事案等 発生年月日	年 月 日
事案の内容	
実施機関の対応 方針	
特記事項	

支障事案等調査実施通知書

第 年 月 日  
号

千葉県情報公開推進会議  
会長 様

年 月 日付けで報告のあった支障事案等について、次のとおり調査を行いたいので  
通知します。

対象とする担当課 (所)	
<u>調査委員</u>	<u>苦情処理調査部会</u> <u>調査委員</u>
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途調査委員から御連絡します。

